



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第27号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成26年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月31日

栃木県監査委員 阿部寿一
同 金子裕
同 金井弘行
同 石崎均

行第173号
平成28年3月8日

栃木県監査委員 阿部寿一様
同 金子裕様
同 金井弘行様
同 石崎均様

栃木県知事 福田富一

平成26年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成26年度包括外部監査結果に対する措置状況

基金に関する財務事務について

項目	監査結果	講じた措置
I 全般的事項		
1 基金の見直しについて	基金については、廃止も含めた見直しの検討が必要である。 県では、定期的に見直しをしていることであるが、事業に使用されていない基金や、基金残高が少なく事業に使用することができない基金などについて、廃止や他の基金との統合をも視野に、見直しを検討すべきである。	基金のあり方については、必要に応じて見直しを行ってきたところであり、今後とも、各基金の現状や将来的な活用の可能性などを勘案し、見直しを検討していく。 (財政課)
2 公金管理運用を担う	高度で専門的な金融分野の知識を身に	平成27年度から新規に県職員の基金

<p>人材の育成について</p>	<p>つけた人材の育成・確保の拡充が必要である。</p> <p>県では、公金管理運用の人材について、金融機関出身者や公認会計士等の専門知識を有する人材を採用していないため、一般の県職員に対する研修を通じてそのような人材を育成する必要がある。</p> <p>県の「栃木県公金管理運用方針」によれば、「資金運用担当者に対する実践的な研修を実施するとともに、専門家からの指導助言を得るなどして、高度で専門的な金融分野の知識を身につけた人材の育成・確保に努める。」とある。</p> <p>現状では、年に数回の研修を実施しているが、その程度では、最近の金融事情や様々な金融商品の知識を身につけた、高度な専門知識を有する人材の育成には不十分である。</p> <p>県としては、より積極的に人材の育成・確保に努める必要がある。</p>	<p>運用担当者向けに基金運用に特化した研修会を実施して、人材育成を図った。また、従来から実施している県職員及び県の外郭団体の基金運用担当者向けの研修会についても、研修効果を高めるため開催時期を早めて実施した。(会計管理課)</p>
<p>3 資金運用の一元的管理について</p>	<p>基金の資金運用については、一元的管理を検討すべきである。</p> <p>現状では、基金の資金運用については、会計管理課と所管課で連絡を取り合っただけで検討しているが、基金資金の運用については、会計管理課で一括して運用を検討することにより、より効率的な運用管理をすることができる。</p> <p>さらに、高度な専門知識を持った人材が会計管理課にいることにより、その効果は増大する。</p>	<p>基金の効率的な運用を行うため、これまで各基金所管課で運用していた基金資金については、平成28年度から会計管理課で一括運用することとした。(会計管理課)</p>
<p>4 運用金利の入札について</p>	<p>基金の運用金利について、複数の金融機関を対象とした入札を検討すべきである。</p> <p>運用金利の入札を検討する場合、県庁所在地の宇都宮市内に本店又は支店のある金融機関で、かつ借入金等債務のある金融機関が対象と考えられる。</p> <p>金利の入札をすることにより、通常より有利な運用金利を獲得することができると考えられる。</p> <p>したがって、運用金利の入札は、ぜひとも検討すべき課題と考えられる。</p>	<p>運用金利の入札については、より有利な基金運用の一つの手法として検討していく。(会計管理課)</p>
<p>5 基金の会計処理の統一について</p>	<p>基金の運用益の会計処理が、各基金によってまちまちであり、統一した会計処理を検討すべきである。</p> <p>各基金の設置条例では、基金の運用収益について一般会計から基金への編入を強制しているものと、任意のものに分かれている。</p>	<p>各基金の基金運用益の会計処理は、目的に沿ってそれぞれ合理的かつ適切な会計方法を各基金が選択して行っているため、現行どおりの取扱いとする。(会計管理課)</p>

<p>II 個別的事項 1 栃木県東日本大震災復興推進基金</p>	<p>この結果、基金の運用収益に関する会計処理が、各基金によって異なっている。 会計的観点からは、運用型の基金においては、運用収益は基金に編入すべきであり、それ以外の基金においても、運用収益を基金に編入する会計処理の方が、基金の収支を明確に反映することができると考えられる。</p>	
<p>(1) 複数部署における類似事業の実施について</p>	<p>産業労働観光部観光交流課では、風評被害対策国内誘客事業として、東京スカイツリータウンでのイベントを実施している。また、農政部でも生産振興課及び経済流通課が、県産農産物の安全・安心PR事業として、東京スカイツリータウンでのイベントを実施している。 これらはいずれも「東日本大震災からの復興を図るため」の事業であり、期間こそ異なるものの、共同で実施することによりいわゆるシナジー効果が生まれるとともに、事業費の削減につながる場合もあると考えられる。今回詳細な検討対象として抽出した事業以外にも、上述したような縦割り行政の弊害、すなわち類似した事業やイベントが、異なる主管部署により実施されている事例が存在することが予想される。 事業の採択や発注に際しては、事業計画を十分に吟味し、類似性があり、共同で実施することにより相乗効果や費用の削減を図ることが可能である場合も想定されるので、検討を行うべきである。</p>	<p>各部署が実施する事業を一体的に実施するため、平成27年度分の発注手続を一括して実施した。(総合政策課)</p>
<p>(2) より有利な資金の運用について</p>	<p>平成26年3月末現在の譲渡性預金の預入期間は60日であるが、一部はより長期、例えば1年程度の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。</p>	<p>運用方法の見直しを行い、平成26年度末の運用手続において、事業への充当見込み額を除き運用期間を1年間とした。(総合政策課)</p>
<p>2 栃木県市町村振興資金貸付基金</p>	<p>平成26年度における年間の貸付枠は15億円であり、貸付枠を超過する資金については、後年度の貸付に支障のない範囲であれば、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。</p>	<p>平成26年度末から、後年度の貸付に支障のない範囲における長期の運用を開始した。 また、平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。</p>
<p>(1) より有利な資金の運用について</p>		<p>(市町村課)</p>

(2) 貸付基金の有効活用について

基金から市町等への貸付金は、加重平均すれば期間約6年、1%弱の利率であるのに対し、譲渡性預金は、預入期間が約1年もしくはそれより短いこともあり、利率は貸付金よりもはるかに低い。このため、基金の運用という観点からは、預金よりも貸付金で運用した方が望ましいとも考えられる。市町等への貸付金については、延滞や貸倒等の信用リスクも十分に考慮する必要はあるが、貸付枠を増額し、貸付額を増やすことを検討すべきである。

貸付枠の増加については、今後の資金需要などを考慮した上で適切に対応していく。
(市町村課)

3 栃木県財政調整基金

(1) より有利な資金の運用について

県の財政状況はいまだ厳しいものがあるものの、平成25年度においては、「収支の均衡した予算編成」を達成することができた。

また、財政調整的基金の年度末見込みのグラフを見ると、今後、平成28年度末にかけて約55億円の基金の取り崩しが見込まれるものの、平成28年度末において約464億円の財政調整的基金を確保できる見込みがある。

現状では、基金残高203億円は、すべて1年物の譲渡性預金で運用されている。

上記の考察から、その資金の一部を5年物程度の長期運用に充てることは可能と考えられるので、より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。
(財政課)

4 栃木県県有施設整備基金

(1) より有利な資金の運用について

上記①に記したとおり、県有施設整備基金の主な資金の用途は、新規の大規模建設事業であるので、施設の建設時期に合わせた長期の運用が可能である。

現状では、すべて1年物の譲渡性預金で運用されており、より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。
(財政課)

5 栃木県社会福祉施設整備基金

(1) 栃木県社会福祉施設整備基金の廃止の検討について

この基金はここ数年、新たな積み立てはなく、残高も1円であり、基金を利用した事業に充てることは困難である。

今後、県に入る収益金が大幅に増加するとは考えにくく、この基金への積み立てがあるとは考えられない。

したがって、この基金を管理する意味はなく、基金の廃止を含め、基金のあり方を検討すべきである。

社会福祉施設の整備の必要性は依然として高く、財政状況等次第では本基金に積み立てることが可能となることも考えられることから、今後のニーズに対応できるよう、施設整備の財源に充てるツールとして当面存続させていく。
(財政課)

6 栃木県地域振興基金**(1) より有利な資金の運用について**

この基金を活用した事業は、地域の元気臨時交付金を活用する事業及びとちぎ県産石材利活用促進事業を除き、基金の運用益が各事業にあてられている。

したがって、基金をより有利に運用することにより、県の財政改善につながると考えられる。

現状では、1年物と2ヶ月物の譲渡性預金で運用されており、地域の元気臨時交付金を活用する事業に係わる約54億円以外の資金については、一部長期の運用を図ることも可能と考えられるので、より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。(財政課)

7 栃木県育英基金**(1) 栃木県育英基金の廃止の検討について**

育英基金の預金残高は3百万円程度であり、立木の評価額は、約2,100万円(林野庁発行の「森林・林業統計要覧2014」掲載の山元立木価格を基に算出)である。

現状では、立木については、ただちに売却できる状況になく(樹木の樹齢からすれば、皆伐できる樹齢に達してはいるが、木材市況が低迷していることから、皆伐のタイミングを注視しているのが現状)、木材市況の現状から考えると、長期的に見ても、基金の取り崩しを通じて栃木県育英会へ、每期継続しての助成に充てることは考えられない。また、皆伐したとしても、その収益金の残額からの助成はおそらく数年間しか続かないと考えられる。

ここ数年の栃木県育英会への助成は、県からの補助金で行われているが、この基金からは10年以上助成しておらず、基金がなくても助成事業には影響は出ていない状況においては、この基金を管理、存続させることに合理性はなく、基金の廃止を含め、基金のあり方を検討すべきである。

本基金を廃止する場合、廃止後の山林の処分先及び間もなく伐期を迎える樹木の伐採のタイミング等検討すべき課題があることから、基金のあり方について引き続き検討していく。

(文書学事課)

8 栃木県高等学校等修学支援基金**(1) 被災児童生徒就学支援等事業補助金について**

各市町からの補助金請求事務において、全ての市町からの請求書に日付の記載がもれていた。

県へ提出された請求書等に日付の記載がなくとも、受付印を押印し、その日を請求日として処理しているとのことであるが、公文書において日付がないのは適切とは言い難い。

平成26年度分の補助金交付請求書は、請求年月日を明記したものを提出させた。

なお、本基金は平成26年度を以て事業終了し、解散している。

(文書学事課)

9 栃木県土地開発基金

(1) 土地開発基金の運用状況について

したがって、各市町に対して、日付を記入した請求書を提出するよう指導すべきである。

平成22年度の包括外部監査における「土地開発基金の余剰部分を取り崩し、一般会計に繰り入れるべきである。」との指摘に対し、県は「とちぎ未来開拓プログラムにおいて、その一部を活用可能な基金と位置づけ、財源不足の調整に活用することとしている。なお、財源不足については、財政調整的基金を優先的に活用している。」との措置を講じているが、平成22年度の指摘事項については、基金活用の有用性は一部認められるものの、現時点においてもほぼそのまま当てはまる。

一方、県の財政状態については、平成25年度末で735億円の財政調整的基金を確保することができているため、本基金を財源不足の調整に活用する緊急性は、前回指摘時点に比べると低くなっている。

したがって、土地開発基金の余剰部分を取り崩し、一般会計に繰り入れることを引き続き検討すべきである。

今後、大規模建設事業の実施などにより土地の取得も想定されることから、本基金の残高については、現行水準を当面維持していきたい。

また、平成28年2月時点での中期財政収支見込みでは、平成32年度までの各年度において80～110億円台の財源不足が見込まれているなど、厳しい財政運営等が続くと予想されることから、本基金を「財源調整的にも活用可能な基金」として管理していく。

(財政課、管財課)

(2) より有利な資金の運用について

基金による近年の土地の取得状況を鑑みると、資金が余剰となっていることは明らかである。余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。(管財課)

(3) 基金が保有する土地の含み損について

管財課が所管する土地約55億円のうち、平成8年から14年にかけて県庁舎周辺整備事業用地として取得した土地は約42億円と8割弱を占めているが、具体的な活用計画はなく一時的に駐車場として利用している。

これらの土地の時価を、国税庁が公表する平成26年分の路線価をもとに、それを0.7で割り返した単価で試算すると10億円弱となる。

仮にこれらの土地を試算した時価で売却した場合、合計で約33億円もの売却損が生じ、結果としてそれだけ基金が減少することになる。

基金で保有する土地については、全ての土地の時価は把握していないとのことであるが、一部に多額の含み損が生じている土地も存在している。

当該土地について、仮に時価による売却額を試算した場合は、取得価額と比べ含み損が生じると考えられるが、社会経済情勢の変化に伴い地価が取得当時と比べて全国的に下落したことによるものである。

現在、外来公用車専用駐車場や本町合同ビル駐車場等として利用しているところであるが、今後、具体的な活用計画が決定するまで、引き続き有効に活用していく。(管財課)

10 栃木県美術作品等取得基金

(1) より有利な資金の運用について

平成26年3月末現在の譲渡性預金の預入期間は183日である。現時点では、美術作品等の具体的な取得計画もないことから、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

美術作品等の取得事務は、作品等が市場に出回った時に迅速な経費の執行を要することから、本基金は長期の運用を行うことが困難な資金である。

なお、平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。

(県民文化課)

(2) 本基金の存在意義について

本基金で取得できる美術作品等の点数が限られている上に、今後の具体的な取得計画もなく、さらに、公有財産への引き渡しは県の財政事情のためにできないという事実を総合的に勘案すると、本基金を解散し、基金財産を全て一般会計に繰り入れることも検討するなど本基金の存在意義について、再度検討すべきである。

美術作品等の取得事務は、作品等が市場に出回った時に計画的に進めるもので、合わせて迅速な経費の執行も必要となる。また、平成27年度当初において本基金は一定の残高(現金)を有していることも踏まえると、引き続き本基金を存続させる必要がある。

今後も円滑な事務執行を図るため適切に活用していく。(県民文化課)

11 栃木県文化振興基金

(1) より有利な資金の運用について

平成26年3月末現在の譲渡性預金の預入期間は365日である。直近3事業年度の事業費は、6百万円強であるのに対し、平成25年度末の基金残高は7千万円以上あることから、余剰資金については、長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成26年度末に、当面の事業費充当見込み額を除き、満期日が異なる2年運用の定期となるよう、預金口座を分割し一部を2年定期とした。

また、平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。

(県民文化課)

12 栃木県災害救助基金

(1) より有利な資金の運用について

平成26年3月末現在の定期預金の預入期間は1年である。直近3年度の事業費は、多くても3千万円強であるのに対し、平成25年度末の基金残高は10億円以上あることから、余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成27年度から、当面の事業費充当見込み額を除き、満期日が異なる3年運用の定期となるよう、預金口座を分割し一部を3年定期とした。

また、平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。

(危機管理課)

13 栃木県交通安全基金

(1) 公益社団法人被害者支援センターとちぎへの補助金について

本基金から公益社団法人被害者支援センターとちぎに対して補助金を交付しているが、実績報告書によれば、同センターでは補助金交付対象事業として、自助グループ支援事業、ボランティア相談員養成事業、広報啓発活動事業を行っている。しかし、これらの事業は交通事故の被害者のみならず、他の犯罪等の被害者

公益社団法人被害者支援センターとちぎの総相談件数に占める交通事故関係の割合をもとに按分比率を算出し、交通事故被害者支援事業に係る経理を区分した。

この按分比率により作成された実績報告書等をもとに、平成26年度分の補助金支出を行った。

も対象とするものである。
 本基金が交通安全対策事業の財源に充てるために設置された趣旨を鑑みれば、同センターに対し、明確に区分経理できるような事業実施手法の検討を求めべきである。

(くらし安全安心課)

(2) より有利な資金の運用について

平成26年3月末現在の譲渡性預金の預入期間は364日である。各年度の事業費は2,500万円程度であるのに対し、平成25年度末の基金残高は1億4,500万円弱あることから、余剰資金については長期の運用を図ることも可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。

平成27年度から、当面の事業費充当見込み額を除き、2年定期とした。

また、平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。

(くらし安全安心課)

14 とちぎの元気な森づくり基金

(1) とちぎ森づくり情報センター事業の完了検査について

平成26年3月31日に環境立県戦略室長と担当者の2名で機構に訪問し証憑のチェック等を実施したとのことであるが、県には室長が押印した「委託事業完了検査復命書」が1枚保管されているのみであったため、包括外部監査において完了検査の実態を確認するのは困難であった。

完了検査チェックリストを作成し、平成27年3月31日の検査から使用している。

(環境森林政策課)

県では契約事務マニュアルに基づいた完了検査を実施しているとのことであるが、完了検査のチェックリスト等を整備し、完了検査の記録とするなどの対応をし、第三者からも完了検査の実態が分かるようにすべきである。

15 栃木県地域環境保全基金

(1) 太陽光発電設備の設置費用について

(i) 防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業について

経済産業省資源エネルギー庁の公表資料によると、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備のシステム費用（太陽光パネル、パワコン、架台、工事費を含む）の市場平均は、平成25年10-12月期において36.9万円/kWである。これに対し、県が平成25年10月に契約した小山庁舎の積算を例にとると、システム費用は78.8万円/kW程度（パワコン、電灯設備、建築工事は別途負担）となっている。

経済産業省資源エネルギー庁の公表資料は、主に一般事業者の設備のコストデータの平均費用であるとともに、その仕様も明確でないことから費用を単純に比較することはできない。

本県では、市場動向を反映するために、太陽光発電設備を導入する個別施設の施工条件等を踏まえた見積を徴収し、建築工事積算基準に基づき工事価格の積算を行っている。また、施工管理についても、公共工事として適正な施工品質の確保に努めている。

入札の設定価格の積算方法は国土交通省の積算基準に従わなければならないが、県の裁量は限定的であるが、県が市場動向等を綿密に調査し、部材単価に織り込む要素（平成15年より据え置き）を変更することにより設定価格を市場平均に近づけることは可能であった。

今後も、公共工事の発注に際しては適正な工事価格の設定と品質確保に努めていく。

(地球温暖化対策課)

16 栃木県自然景観保全基金

(1) 取得地の維持管理について

県は入札のシステムで算出された発注価格の妥当性の検討が不十分なまま相場の倍近い金額で発注してしまっていると考えられ、コスト削減の意識を持つよう意識改革が必要である。

当該基金の取崩目的は不動産の取得のみに限られており、取得地の維持管理費用に充てることはできない。そのため、当基金で発生した利子収入を一般会計に計上し、一般会計において当該利子収入の範囲内で取得地の維持管理を行っている。

ここで、昨今の経済情勢から運用利回りは年々悪化しており、平成20年度は約140万円の利子収入があったが、平成25年度は約40万円まで減少している。県の対応としては、草刈等のボランティア団体を増やす取り組みを実施するほか、利子収入で不足する場合には財源確保について検討することも視野に入れているとのことである。

自然景観保全のために土地を取得しても維持管理が不十分では本末転倒であるため、今後さらに利子収入が減少した場合に備えて、事業に支障が出ないよう体制整備しておくことが望まれる。

(2) 栃木県自然景観保全基金の廃止の検討について

当該基金は、那須街道等の街道景観形成地区の都市開発が急速化し、自然景観を積極的に保全する必要性が高まっていた時期に造成された。しかし、バブル崩壊後に当該地区の開発が一段落し、その必要性が低下したため、平成8年度を最後に当該基金を利用した不動産取得は行われていない。また、今後の具体的な取得の予定はない。

当該基金を維持する意義に乏しく、基金の廃止を含めて、基金のあり方を検討すべきである。

取得地の適切な維持管理のため、これまでも地元住民に対して維持管理活動への参加を働きかけ、活動団体として認定し、協力を得てきたところである。

今年度も新たに活動団体としての認定を希望する団体があることから、今後、認定に向けた手続を進めていく予定である。これからも引き続きボランティア団体を増やすための取組を行っていききたい。
(自然環境課)

現時点において基金を活用した不動産の取得予定はない。しかしながら、そもそも当該地区にある土地が売払いに供される時期は予測できず、具体的な取得計画を策定することは困難である。

本事業の目的は「自然景観の保全に必要な土地又は建物の買取を円滑に行うこと」であり、基金により喫緊に買取を要する案件への対応が可能となり、これまで保全してきた那須街道等の優れた景観を維持することができるため、今後も基金を存続させたい。
(自然環境課)

17 栃木県森林整備担い手対策基金

(1) より有利な資金の運用について

各年度の事業費が3千万円強であるのに対し、平成25年度末の基金残高は10億円以上あり、これは33年分の事業費に相当するが、全額を1年物の譲渡性預金で運用している。

「栃木県公金管理運用方針」では「余

平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。

(林業振興課)

裕資金が一定期間見込める場合は、安全性を確保した上で、指定金融機関その他のより確実な機関で預金または債券により運用するものとする。」とされている。今後数年間の取り崩し計画を作成することは可能なため、債券などの長期運用も視野に入れて、より有利な資金の運用を検討すべきである。

18 栃木県森林整備加速化・林業再生基金

(1) より有利な資金の運用について

当基金では事業者の施設整備等の設備投資に対して補助金を出しており、支出時期は建築工事等の完了時期や事業者からの概算払いの請求時期に左右される。県では支払時期等を事業者から聴取しているが、その多くに変更が生じる等、予定時期に請求が行われないケースが多かった。その結果として、県では流動性を重視して大部分を普通預金で運用せざるを得ない状況になっている。基金残高が多額であり運用益も期待できるため、進捗調査の精度を上げて、基金の運用に活かすべきである。

比較的大規模な施設整備においては、当初計画からの仕様変更や工程変更等が事業主体から請負業者・納入業者への支払い時期に大きく影響すること、また、平成26年度は国の大型補正で措置された事業の支出が上半期に偏ることが想定されたことから流動性を重視した運用としたが、平成27年度は上半期の支出が少額であることが見込まれるため、残額の99%以上を譲渡性預金で運用している。(林業振興課)

(2) 木造介護施設等の建築費用の補助率について

当基金の木造公共施設等整備事業では、県内で生産される木材の需要拡大を図る目的で、公共施設(老人ホーム、福祉ホームを含む)に対し木造建築費用又は木質化費用の概ね2分の1を補助している。国の要綱に従った補助金支給であるが、事業主体の負担費用は一般的な建築費用水準を大幅に下回り、事業主体の利益となっているおそれがある。

当基金による木造公共施設等整備については、国の補助要件を十分に確認した上で適切に実施している。また、本県が推進する建築物等の木造・木質化、森林資源の循環利用に寄与するものであることから、今後も引き続き事業内容を精査し適切に実施していく。(林業振興課)

19 栃木県地域福祉基金

(1) 基金の会計処理について

(i) 取崩額の処理について
各会計年度で同じ内容の事業支出であっても、年度によって基金の取崩として処理されたり基金の取崩として処理されなかったりとまちまちな状態になっている。基金は高齢者保健福祉の増進等の地域福祉の充実に資する事業の財源に充てるため設置されているが、その内容については幅広い。それゆえ、このような状況では基金会計の内容が曖昧になっていると言わざるを得ない。
基金対象事業を明確にして、その対象に合致するものについては基金の取崩として継続した会計処理をすべきである。

平成26年度から運用収益についても基金へ編入することとし、基金対象事業について基金の取崩しとして処理するよう、改善を図った。(保健福祉課)

(ii) 積立額の処理について
基金会計の内容が曖昧となっているの

平成26年度から運用収益についても基金へ編入するよう、改善を図った。

(保健福祉課)

は、基金の運用から生ずる収益は基金へ編入せずに各事業の財源に充て、寄附金は基金へ編入する処理を選択していることに起因していると考えられる。

当該処理だと同じ内容の事業支出であったとしても、充当する財源によって基金の処理が異なってしまうからである。

基金の運用から生ずる収益についても、基金の主たる財源と捉え、基金へ編入し毎期統一した会計処理を行うことが基金会計を明瞭化させる観点から望ましいと考えられる。

(2) 栃木県地域福祉基金の廃止の検討について

長期的な計画がないのであるならば、基金の廃止等を含めて基金のあり方を検討すべきである。

福祉関連のニーズはますます多様化・複合化していくことが予想され、他の計画では対応が困難な課題や横断的事項への取組が求められており、地域福祉基金を活用した事業の充実が必要とされていることから、現在、基金を存続させることを前提に、基金の活用方針について検討しているところである。
(保健福祉課)

20 とちぎ安心医療基金

(1) 基金活用の中長期計画について

基金の活用によりハード面での救急医療を提供する体制の整備は一定の効果が出ているものと思われる。今後は、ソフト面への対応（救急医療体制に対する関連スタッフの充実等）が重要事項となっていくものと考えられる。それゆえ、高齢化社会への対応として救急医療を提供する体制の充実を図っていくためにも中長期的な視点での基金運用が重要である。

当該基金の中長期的な運用については、県民・企業に対する寄附を呼びかけ、寄附が持続的なものとなるよう取り組んでいる他、基金の残高を反映した事業内容の見直しを実施しているところである。

本県の救急医療の充実に資する基金事業を持続的に実施できるよう、今後も中長期的な基金の運用を行っている。
(医療政策課)

しかし、今後も現状水準の取り崩しが継続すれば、近い将来に基金の残高はゼロになる可能性が高い。現時点では具体的な中期計画を有していないため、基金活用を前提とした今後の救急医療体制整備について中期計画を策定・運用されることが望まれる。

21 栃木県地域医療再生基金

(1) 地域医療再生計画の効果・検証（PDCAの実行）について

当該基金は国から約120億円の交付を受けて様々な施策がなされている。

地域医療再生計画の中間評価の結果（平成25年4月）での有識者による評価コメントにもあったが、当該基金の支出内容は医療関連設備整備に係る補助等といったハード面の整備への支出が多く、医療関連スタッフの充実等に対するソフト面への施策が少なかったように思われ

本県では、地域医療再生基金を活用し、医師修学資金貸与事業、看護師定着のための就職ガイダンス事業、潜在看護師の再就業応援プログラム事業、助産師養成施設就業派遣事業、休日夜間急患センター医療従事者研修などを実施し、医療関連スタッフの充実等に努めてきたところである。

地域医療再生計画の事業の効果につ

る。また、医療関連スタッフ不足も顕在的な問題となっている。

当該基金の支出及びそれに伴う効果（当初設定された目標値に対する達成度等）をしっかりと検証し、有識者による評価コメントも踏まえ、今後の政策に是非反映していただきたい。

いては、現在、国と連携して成果指標等の設定を行っているところであり、今後、成果指標等が確定し次第、検証を行っていく。（医療政策課）

22 栃木県医療施設耐震化臨時特例基金

(1) 未耐震への対応について

本県の耐震化率は、全国平均よりも低い水準にあり、耐震化が進んでいる宮城県と比べると25%程度の開きがあるのが現状である（「病院の耐震改修状況調査」平成26年3月厚生労働省より）。

耐震化が進んでいない理由として、耐震化に対して予算の問題上対応が厳しい状況であったり、耐震化の必要性を強く感じていなかったりすることが考えられる。

今回の医療施設耐震化臨時特例基金事業では、耐震化への対策に積極的な病院が国の補助金制度を利用して一部自己負担のもと工事を実施している。しかしながら、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関に位置づけられている病院で、耐震化に対応できていない病院（不明な病院を含む）が相当数あるのが現状である

今後、県民に対する安心した医療関係のインフラが提供できるよう、特に災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関といった病院については、県から積極的に耐震化を促進していただきたい。

医療施設耐震化臨時特例基金のほか、国庫補助金及び地域医療再生基金を活用し、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関などの耐震化を促進しているところである。

（医療政策課）

23 栃木県介護保険財政安定化基金

(1) 関連証憑の保管について

関連証憑の保管については、「栃木県文書等管理規則」及び「栃木県文書取扱規程」により定められており、文書の保管期間は内容の種類に応じて年数を定めている。

当該基金の関連証憑の保管期間は一律5年と設定されており、基金造成時の各市町からの拠出金額の資料等は既に破棄されている状態であった。

保管期間は一律5年と設定するのではなく、その内容に応じて基金終了時まで保存が必要な関連証憑と每期継続的に発生する関連証憑とに分類し保管することが望ましい。

当該基金の文書の保管については、通常「栃木県文書等管理規則」及び「栃木県文書取扱規程」により定められた一律の保管期間である「5年」としていたが、その書類の内容に応じて基金終了時まで保存すべきものは、別途保管期間を延長するように平成22年度完結文書から対応することとした。

（高齢対策課）

24 栃木県介護職員処遇

改善等臨時特例基金

(1) 介護職員処遇改善事業について

(i) 交付金返還が困難な事業者に対する対応について

当事業体に対する交付は、平成22年度より実施しており当年度の介護職員処遇改善実績報告書に基づき平成23年12月に返還請求をしているが返還がなされていない。事前に給与未払等の内部告発もあったことから、平成24年1月に県が当事業体に対する調査を実施しており、返還額の回収が困難な財務状況にあることを把握している。そのような状況下ではあったが、実際に介護事業者として事業がなされていたことを理由に平成24年1月以降も交付金の交付を行っている。

平成24年1月以降の当事業者への交付金の交付額は2施設合計で1,065千円ある。結果から言えば、平成24年1月に実施した調査時点で支払を一時的に停止する等の処置を取るべきであった。

今後、当該基金の事例を踏まえ同様の制度が導入される際には、債権の回収に疑義が生じる等の兆候が生じているならば、支払を一時的に停止する等の制度対応を検討していくべきである。

(ii) 交付要領の改定について

平成22年度に「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」（厚生労働省）では交付率の一部変更がなされているが、「栃木県介護職員処遇改善交付金交付要領」への改正がなされていない。

国が示した「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を栃木県用に様式等を改正し、これにより事業者への周知等を行っており実務上弊害はないとのことではあるが、交付要領の改正対応はすべきである。

平成22年度及び平成23年度に当該事業者に対して交付した介護職員処遇改善交付金の余剰金については、代表者の勤務先への訪問や自宅への返納通知書の送付により返還を求めてきたが、現時点において返還がなされていない。

今後とも返還の督促を継続し、当該交付金の返還の実現に努めていく。

なお、当該事業は、平成23年度をもって終了しているが、今後、同様の制度が導入される際には、より一層適切に対応していく。（高齢対策課）

当該事業は、平成23年度をもって終了している。今後、同様の案件が生じた場合は、適切に対応していく。（高齢対策課）

(2) 開設準備経費助成特別対策事業

(i) 市町に対する牽制機能の構築について

開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設準備経費に対する助成であり、県事業の対象施設が広域型特別養護老人ホーム等で市町事業の対象事業が小規模（地域密着型）特別養護老人ホーム等と定められている。

平成23年度から平成25年度の多くは市町事業の支出であり、各市町からの報告書に基づき補助金が支給されているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェ

当該基金事業は、平成27年12月末で終了し、残金を国へ返還することとなっており、市町事業については、平成26年度で終了している。今後の補助事業の実施状況確認に当たっては、適切な対応に努めていく。（高齢対策課）

ックは実施されていない。
 各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。
 例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

25 栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金
 (1) 市町に対する牽制機能の構築について

当該基金は、市町事業として実施している割合が大きい事業である。各市町からの事業報告書を受けて補助金の交付がなされているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェックは実施されていない。
 各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。
 例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

当該基金事業は、平成27年12月末で終了し、残金を国へ返還することとなっており、市町事業については、平成26年度で終了している。今後の補助事業の実施状況確認に当たっては、適切な対応に努めていく。 (高齢対策課)

26 栃木県地域自殺対策緊急強化基金
 (1) 市町に対する牽制機能の構築について

市町が実施している事業については、年度末に各市町から事業報告書が提出されているが、報告書の確認のみで県での具体的なチェックは実施されていない。
 各市町に対する報告書の具体的なチェックまでを網羅的に実施することは、制度上市町事業として一任していることや限られた労働資源の配分から実務上あまり効果的ではないと考えられるが、仮に市町が誤った支出をしていたとしても報告書の形式ができていれば補助金は交付されてしまう恐れがある。
 例えば随時的な監査を実施するなど、県から市町に対する牽制機能の構築を是非検討していただきたい。

市町が実施した事業の実績報告書については、内容を精査の上、必要に応じて説明を求めることとしている。なお、平成27年度から当該基金の用途が限定されたことにより、本県では当該基金を活用していない。
 (障害福祉課)

27 栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基

金

(1) 耐震状況の把握・対応について

社会福祉施設等の耐震化等の整備は、昭和56年以前の建物は大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める目的で実施されている。
火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設では、多くの命を預かることから、社会福祉施設等に対する耐震化を引き続き促進して行っていただきたい。

平成26年度は2施設に耐震化の助成を行ったところであるが、平成26年度着手分をもって栃木県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業は終了となるため、今後は、既存補助金を活用し、耐震化整備を進めて参りたい。
(障害福祉課)

28 栃木県安心こども基金

(1) 安心こども基金活用の有用性

国の国庫補助金事業では、国の定めた期日までに交付申請や実績報告を行わなければならない。
この点、安心こども基金では、県が主体的に日程を組むことができ、年度途中の突発的な資金需要に応じることができる。特に、安心こども基金の目的とする安心して子育てができる環境の整備事業に最適である。今後もより安心こども基金の有効利用に努めていただきたい。

当該基金は、国からの交付を受け様々な施策を実施してきた。一部の事業については、国庫補助に移行しているが、今後も事業の柔軟な実施が可能という特色を生かしつつ、基金の有効な利用に努めていく。(こども政策課)

(2) <保育所緊急整備事業>建築確認申請料に係る工事契約金報告書の不存在について

申請保育園の書類を抽出して閲覧したが、建築確認申請料に係る工事契約金報告書が収受されていないものがあった。確認申請手数料の額は、補助対象経費総額には影響はなく、また安心こども基金は、国の定めた基準で交付するために基金の使用などに影響はない。
しかし、工事契約金報告書の総額が、総事業費と一致していることを書類収受時に確認すべきである。

事業の裏付けとなる資料について、確認を適切に行っていく。
(こども政策課)

(3) <ファミリー・サポートセンター事業>事業の有用性について

ファミリー・サポートセンター事業は、乳幼児や児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、乳幼児や児童の預かり援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等の仲立ちを行う事業である。県は、ファミリー・サポートセンター事業に安心こども基金から、平成25年度に27,327千円を支出している。
核家族化が進み、両親が共働きでも子供を安心して預けられる環境整備が求められるが、本事業は、このニーズに応える有用な事業である。今後も、より一層の事業の充実に期待する。

本事業は平成26年度から国庫補助に移行しているが、引き続き地域における育児の相互援助活動を支援し、多様なニーズへの対応を図るよう努めている。
(こども政策課)

(4) <認定こども園事業>利用実績の過少について

平成25年4月現在、県内には認定こども園が20施設あり、このうち基金が利用可能な私立の認定こども園は17施設ある。平成25年度中に基金を利用した認定こども園は佐野市内の2施設に留まっている。

基金事業の実施には、市町が補助金の4分の1を負担しなければならないので、市町に基金利用の積極性や意図がないと利用促進につながらない。県は、市町に働きかけて利用実績を増やすべく説明等を行っているものの、利用実績が低く基金の有効利用がされていない。県は、より市町に働きかけて利用実績の向上を図るべきである。

事業実施に当たっては、市町に財政負担が生じるとともに、各園でも事務的な負担が生じるため、基金の有効な利用が図られない面があったが、市町の担当者会議や園長会議などを通じて周知を図ってきた。今後とも認定こども園の整備を進めるため、現行の補助事業の周知を図り、市町に対して事業の活用を促していく。

(こども政策課)

(5) <幼稚園耐震化促進事業>幼稚園の耐震化率の低さと基金の有効活用について

本県の幼稚園舎の耐震化率は、平成25年4月1日現在で66.5%であり全国平均値の77.8%に比べ低い。また、耐震化の最も進んだ静岡県97.7%に比べて見劣りする。本基金を利用した耐震化事業は、平成26年度で終了を予定しているが、県は耐震化されていない各幼稚園の耐震化を促進すべきである。

本事業を実施するに当たっては、事業実施前に耐震診断を実施する必要があるとともに、認定こども園に移行することが条件となっており、事業実施の可否は各園の経営判断による。県としては、今後とも県内幼稚園の耐震化率の向上を図るため、現行の補助事業の周知を図り、各園に対して園舎の耐震化を促していく。(こども政策課)

(6) <地域子育て特別支援事業>基金抛出による調理済給食の放射線測定回数制限について

1年間に調理済給食の放射線測定を受けられることができる保育所数は、1市町内の保育所数に無関係で1市町当たり104回の限度がある。この結果、保育所数の多い宇都宮市は、1ヶ所当たり約2回の測定しか受けていないが、保育所の少ない日光市は、1ヶ所当たり約6回の測定を受けている。

安心こども基金の事業実施期限の到来に伴い、本事業は平成25年度で終了した。(こども政策課)

(7) <地域子育て特別支援事業>市町による事業申請有無及び対象となる保育所について

平成25年度は、宇都宮市、真岡市及び日光市のみが事業申請をしているが、他の市町は申請がなく事業を実施していない。

さらに、事業申請を行った日光市と真岡市は公立保育所のみを対象とし、宇都宮市は公立保育所以外に私立保育所も対象としている。このため、申請を行った日光市内及び真岡市内でも、公立保育所か私立保育所かで事業実施の有無に不平等が生じている。県は、県内全ての保育所が平等に同回数の測定が受けられるように制度設計し、かつ各市町に制度趣旨を説明すべきである。

安心こども基金の事業実施期限の到来に伴い、本事業は平成25年度で終了した。(こども政策課)

(8) <就業・社会活動

(i) 約9割以上の事業費返還について

安心こども基金の事業実施期限の到

困難者への戸別訪問事業>約9割の事業費返還及び支援対象者数(実績)の減少について

基金活用による活動実績が低く、上半期に収受した資金を返還する手続が過去3年間続けられており、基金が有効に活用されていない。委託金額は、前年実績や年度予想を考慮して契約すべきである。

来に伴い、本事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合には、前年度実績や年度予想を考慮し、効果的な事業実施に努める。(こども政策課)

(ii) 支援対象者数(実績)の減少について

訪問した支援対象者数が、年々減少している。実質的に事業支援を必要とする母親は多数存在する。県は、事業者に訪問実績を伸ばすよう指導すべきである。

安心こども基金の事業実施期限の到来に伴い、本事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合には、事業の効果が最大限図られるよう努める。(こども政策課)

(9) <ひとり親家庭等の在宅就業支援事業>県の作成する設計書について

事業者の作成する見積もりに伴う支出内訳書の平成23年度総経費額は69,736,447円である。県が作成する平成24年度の委託設計書の総経費は69,736,143円で、差額は304円でほぼ同額である。事業の対象となる受講者数は、毎年変化しているものの前年度実績や事業年度の受講者数予測を基に委託設計書を作成していない。

安心こども基金の事業実施期限の到来に伴い、本事業は平成25年度で終了したが、今後同様の事業を実施する場合には、前年度実績や年度予想を考慮し、適切な事業実施に努める。(こども政策課)

県は、費目の組替変更を行うだけでなく、受講者数の前年度実績や年度予測を基に委託設計を行うべきである。

29 栃木県国民健康保険広域化等支援基金

(1) 国民健康保険広域化等支援基金の有効活用と財政安定化を図る制度設計について

国民健康保険広域化等支援基金事業には、広域化支援事業と財政強化支援事業がある。

国民健康保険広域化等支援基金の有効活用のため、広域化支援事業(交付等事業)において、新規事業の実施を検討している。(平成28年度予算要求)

広域化支援事業については、平成14年度に基金が造成されて以来、交付等事業として平成25年度に広報のために525千円を執行しているが、貸付事業での執行実績はない。

なお、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険広域化等支援基金は平成29年度で終了見込みであり、平成30年度以降は、新たな制度設計による基金事業が予定されている。

財政強化支援事業については、医療保険の再保険制度として緊急避難的な性格を持ち、県及び各市町の財政面からは執行されない方が好ましい。県では、平成15年度に当時の藤岡町に30,000千円の貸付と、平成19年度に日光市に150,000千円の貸付があったが、いずれも償還終了している。

(国保医療課)

国民健康保険広域化等支援基金は、過去3年間で各年度末残高が每期6億円以上あり、有効な活用がなされることを期待したい。

今後、国民健康保険制度改革において、国民健康保険の広域化や財政の安定を図る制度設計と活用が望まれる。

<p>療財政安定化基金</p> <p>(1) 後期高齢者医療財政安定化基金の適正積立について</p> <p>(2) より有利な資金運用について</p>	<p>後期高齢者医療財政安定化基金は、平成20年度に設置され平成25年度末で約26億円の積立があるが、過去の利用実績はない。県は、平成27年度末までに約30億円の積立を行う予定である。</p> <p>後期高齢者医療財政安定化基金は、医療財政安定のための制度として緊急避難的な性格を持ち、予算執行されないのは後期高齢者医療制度の財政が健全化されているためであり、好ましいことではある。しかし、過度に積立を行うならば県の財政を圧迫する。基金の適正積立がなされることを希望する。</p> <p>当該基金は、短期の譲渡性預金での運用がなされているが、過去の利用実績がないことから長期の運用を図ることが可能と考えられる。より有利な資金の運用を検討すべきである。</p>	<p>国通知で示されている算定方法に基づき、これまで適正に積み立ててきたところであり、今後も、国通知に基づき、適正に対応していく。</p> <p>(国保医療課)</p> <p>平成28年度から、会計管理課において他の基金も含めた一括運用を導入するなど、より有利な金利での運用方法について検討している。</p> <p>(国保医療課)</p>
<p>31 栃木県緊急雇用創出事業臨時特例基金</p> <p>(1) 緊急雇用創出事業</p> <p>(2) 重点分野雇用創造事業</p>	<p>(i) 臨時特例基金活用の効果について</p> <p>栃木県の雇用状況はリーマンショック以前は、安定的で全国に比べても良好であった。平成20年9月に発生したリーマンショック以降、雇用状況が急激に悪化し栃木県の有効求人倍率は、平成21年度には0.39倍へと低下し全国平均を下回る状況が続いている。</p> <p>リーマンショック以降、基金を活用することにより、年間3千～6千人程度の雇用が毎年確保された。短期的な雇用ではあるが、県民の安定的な生活を支えて、雇用状況の悪化に歯止めがかかった点は評価できる。</p> <p>(i) 産業技術専門校省エネ推進事業</p> <p>コンサルティング会社から收受した報告書の活用について</p> <p>産業技術専門校省エネ推進事業は、産業技術専門校3校の電気料金等の節約方法をコンサルティング会社に依頼し、診断結果を入手して省エネへの取組みにつなげる事業である。事業は平成25年度に実施し、診断結果を同年度中に入手している。</p> <p>診断結果によると、各校とも全体では施設等の改修費が毎年の経費削減額を上回るが、個々の項目を見ると、改修費を要せずに経費削減の可能な項目や、修繕費用の回収期間（修繕費用／年間費用削</p>	<p>国の交付金を活用した緊急雇用創出事業は、平成20年度から26年度末までで延べ23,698人の新規雇用を創出した。</p> <p>平成27年4月には有効求人倍率も1倍を超え、本県における雇用状況も回復したところであるが、引き続き就労支援に努めて参る。</p> <p>(労働政策課)</p> <p>実施可能な経費削減項目として、ガス使用量の削減（冷暖房空調設備機器保守点検業務委託の点検調整業務の範囲内で、エネルギー室内にある冷温水発生機の燃料比率調整を行い、都市ガス使用量を削減）及び水道使用量の削減（本科建築設備科訓練の一環として、校内の水道蛇口等に節水コマを設置し、水道使用量を削減）を実施した。</p> <p>(労働政策課)</p>

減額)が3年以内の項目等、早期に着手し経費削減の可能な項目がある。

しかし、事業実施後コンサルティング会社の診断結果を入手しただけで、改善がされていない。実施可能な改善項目について、早期に着手すべきである。

(ii) 鳥獣試験研究事業

骨格標本の一般展示について

鳥獣試験研究事業は、栃木県林業センターで臨時採用した職員により行われた。具体的な研究内容は以下の2つの事業に分けられる。1つ目の事業は、イノシシ等の鳥獣捕獲位置情報をパソコンデータとして登録し、モニタリング報告書作成の基礎情報とすることである。もう1つの事業は、過去から冷凍保存されたツキノワグマの頭蓋骨の標本作製することである。作製された頭蓋骨の標本は、その後に別の事業で大きさ、形状差異の把握や経年変化等が調査され、生息状態等の研究に役立てられる。

骨格標本の作製は研究目的であるが、骨格標本が一般県民の目に触れる機会がほとんどなく、研究内容も分かりにくい。栃木県林業センターでは毎年、年に一度公開日を設け、林業センターの仕事内容等の展示を行っている。平成26年度は、約1,100人もの来場者があり盛況であった。

県民に本研究内容を理解してもらうことは、今後の研究を行う上で有用である。今後の公開イベントに併せて、頭蓋骨標本の展示を行うことも検討すべきである。

(iii) 介護雇用プログラム事業

事業所ごとの退職者数の把握と改善について

介護雇用プログラムは、県が介護施設事業者と委託契約を結び、介護経験のない離職失業者等に介護補助業務の職業を与えることと、介護関係の資格取得の講座を併せて行う事業である。事業は、介護未経験の離職失業者等に介護関係のOJTとOFF-JTを併せて実施することにより、介護職場の人材確保を目的としている。このプログラムによる雇用期間は1年である。平成24年度の雇用者数は189名である。

雇用期間満期まで就業した多くの者は、介護関係資格を取得し介護関係の職に就いている。しかし中には、雇用期間

平成27年8月22日に開催した林業センター公開デーにおいて、研究の目的や標本の作成方法などを記載したパネルとともに、頭蓋骨標本を展示した。
(環境森林政策課)

本県介護職員の人材育成を図るため、保健福祉課内に検討会を設置し、県・関係団体のこれまでの取組みを検証し課題を分析するとともに、施設・事業所も含め、各々が行うべき人材育成の今後の方向性を示す「栃木県介護職員人材育成指針」の策定を進めている。

併せて、基金事業を活用し、部全体で以下のような具体的な人材の育成・確保に向けた取組を計画的に進めており、主な取組は以下のとおりである。

- ・ 介護人材参入促進事業
- ・ 潜在的有資格者等再就業促進事業
- ・ 介護人材マッチング機能強化事業

(保健福祉課、高齢対策課)

(3) 起業支援型地域雇用創造事業

の途中で離職し資格取得まで至らない者もいる。
事業目的は、介護職の人材確保である。県は、基金事業を活かして介護職の人材確保に努めていただきたい。

(i) 情報誌の発行部数増加について
本事業は、県内の魅力ある中小企業やそこで働く若者等をPRし、新たな雇用の人材確保を図ることを目的としている。具体的には、学生や求職者等を対象とした情報誌（フリーペーパー）の発行やホームページ等を活用して、ものづくり中小企業の理解促進や情報発信を行っている。
学校等へ配布されるフリーペーパー「はたらくマガジン」は約6,340千円の経費をかけ、創刊準備号及び第1号の合計で20,000部を発行した（1部数当りの単価は、約317円である）。フリーペーパーは、県庁内の産業労働観光部、とちぎジョブモールや県内の主要108の書店等に配布された。
しかし、書店等ごとの配布数が10部程度と少なく、多くの学生や求職者等が入手することができない。フリーペーパーの発行部数を増やし、より多くの学生や求職者等が入手できるように検討すべきである。

情報誌をより多くの学生や求職者等が入手できる方法として、県の機関や書店、関係機関、大学等への配布のほか、イベントや就職説明会等の会場で配布するなど、学生、求職者と接点のありそうな場面での配布を積極的に行った。
(労働政策課)

(4) 住まい対策の具体的事業

(i) 福祉・介護人材緊急確保対策事業
潜在的有資格者等再就業促進事業の事業評価について
潜在的有資格者等再就業促進事業とは、福祉・介護の資格を有しながら就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、研修や職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就職や新規就職促進を目的とする事業である。
未就業の介護福祉士等への知識と技術を再確認するための研修では、受講者数を把握し、受講完了者の中で希望者への福祉・介護情報提供は行っている。事業の目的は、研修や職場体験等を実施することではなく、再就職や就業促進を行うことにある。事業の完了後には、事業評価を行うべきである。

潜在的有資格者対象の研修受講者や職場体験を行った者に対して、追跡調査を実施するよう検討しているところである。
(保健福祉課)

(ii) 生活福祉資金相談等体制整備事業
認知度向上について
生活福祉資金相談等体制整備事業は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要す

平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活福祉資金と生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図りながら対応することと

る高齢者のいる世帯に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る事業である。

本来、生活保護を受ける前に、この基金事業を利用すべきであるが、この基金事業の認知度が低く、社会福祉協議会事務所に行って初めて知る者も少なくない。新たな生活保護受給者を増やさないためにも、生活福祉貸付制度事業の果たす役割は大きい。基金事業内容の一般的認知を高めるべきである。

(iii) 臨時特例つなぎ資金体制整備事業

臨時特例つなぎ資金の期限内回収と回収率向上について

臨時特例つなぎ資金体制整備事業は、離職者を対象に公的給付金又は公的貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付け、自立を支援することを目的とした事業である。資金を借り入れた離職者は、公的給付金又は公的貸付金の給付を受けてから1ヶ月以内に全額返済をすることが求められる。

このように本基金による貸付は、あくまで「つなぎ」貸付であり給付ではない。

栃木県の平成24年度の期限内弁済（償還）率は62.8%で、全国平均の88.9%に比べて低い。県は、期限内回収に努め、期限内弁済（償還）率向上を図るべきである。

(iv) 自立支援プログラム策定実施推進事業

費用対効果の低下と達成率向上について

自立支援プログラムは、生活保護受給者等の自立・就労支援のため日常生活支援、社会生活支援及び就労支援を行う事業である。一般社団法人栃木県社会福祉士会（以下、社会福祉士会）に、随意契約による業務委託をしている。社会福祉士会に登録している社会福祉士が、自立支援専門員として生活保護受給者を個別訪問し自立支援が行われている。

支援対象者の中には、傷病は改善され就労は差し支えない状態にあっても、就労のモチベーションが高まらず、社会福祉士の助言や指導を受け入れない者もいる。このようなケースも多く費用対効果

なり、より効果的に貸付対象者への各種支援を行っている。

また、県においては、「障害者福祉ガイド」や「ひとり親家庭等しおり」に生活福祉資金について掲載し、障害者やひとり親家庭への制度の周知に努めている。

さらに、栃木県社会福祉協議会及び各市町社会福祉協議会においても、広報誌やホームページ等に事業内容を掲載するほか、民生委員を始め、福祉事務所やハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知に努めている。

（保健福祉課）

平成24年度から栃木県社会福祉協議会に償還指導専任職員を配置し、償還指導に努めている。

また、平成22年度をピークに貸付額が年々減少し、償還困難債権の発生する割合が低くなっていることもあり、平成25年度の期限内償還率は86.5%で、全国平均87.4%とほぼ同水準となった。

（保健福祉課）

平成27年度においては、事業を組み替え、生活保護受給者に対する就労支援及び就労準備支援に特化し、就労支援にノウハウを持つ団体へ事業委託して実施することとした。

就労支援事業は、身体的にも精神的にも就労が可能な状態にあるものの自力ではなかなか一般就労に結び付かない方向けの事業であり、就労準備支援は、直ちに就労が困難な方であって、まずは日常生活の自立や社会自立に向けた必要な訓練を行う事業である。

また、生活困窮者自立支援法に基づいて、生活保護を受けていない生活困窮者向けの就労準備支援も併せて実施している。

上記の3事業を同一事業者に委託することで、事業対象者を一体的かつ連

32 栃木県中山間地域農村環境保全基金

(1) 実績報告書の経費内容精査の必要性について

が低い。達成率上昇が望まれる。

とちぎ夢応援団推進事業は、中山間地域農村環境保全を目的として、推進活動、普及活動、ボランティア活動及びカレッジ活動を実施する事業である。

公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、農業振興公社）への随意契約によって事業を実施しており、事業実施後に農業振興公社から事業実施内容の報告を収受している。実績報告には実際に要した費用額に関する記載がなく、費用対効果の考察を行っていない。事業実施後は、経費面での支出効果の妥当性の評価検討を行い、翌年度以降の事業計画に反映させるべきである。

続的に支援することが可能となり、就労により生活困窮状態からの脱却を目指す。（保健福祉課）

写真や成果品等により委託（仕様書）内容が適切に履行されているかを十分確認のうえ、支払いを実施しているものであるが、実費用額を検証し、翌年度以降の計画へ反映させることは、効果的な行政遂行の一助となる可能性もあることから、平成27年度の事業から参考資料として費用額の資料を求めることとした。（農村振興課）

(2) 中山間特産品等チャレンジ事業、大田原市須賀川地区での紅茶栽培の有用性について

中山間特産品等チャレンジ事業は、中山間地域で栽培可能な農産物の選定、加工品開発、販路確保等を支援し、持続的な栽培活動実践による農地の維持保全を図る事業である。

この事業に基づき、平成25年度に、大田原市須賀川地区で約399千円の事業費を使い、茶葉を使った新製品（紅茶）を開発し、地域の新たな特産品を生み出すことを目的に、地域で生産した山椒の実やキウイ等の農産物を乾燥させて紅茶にブレンドするフレーバーティーの製品開発の事業が行われた。

近年、宇都宮市は、一人当たりの紅茶消費量で日本一となった。県内の大消費地近くで製品開発した「くろばね紅茶」を売り出すことは、新たな需要を喚起し須賀川地区の発展に大変有効である。

今後も、このような視点に基づいた中山間特産品等チャレンジ事業の実施が望まれる。

県では、中山間地域農村環境保全基金を活用し、地域経済の活性化を図り中山間地域の元気創出につながる取組を進めており、今後も、中山間地域における資源活用や都市住民との交流等を促進するため、地域に人を呼び込むための受入体制づくりや、地域農産物を利用した加工品の開発等の、地域住民の自主的な実践活動を支援していく。（農村振興課）

33 栃木県農業構造改革支援基金

(1) 農地中間管理事業の進捗度について

基金は農業経営規模の拡大や新たな農業経営者の参入促進等による農地利用の効率化等を行い、農業の生産性の向上や農業構造改革を円滑に進めていくことを目的とし、平成26年3月に設置され、農地中間管理機構が実施する「農地中間管理事業」に活用されている。具体的な事業内容は、農地所有者（出し手）から農

平成26年度は事業開始初年目であり、体制整備等にも時間を要したため、実質的には約半年間の事業期間で363haの農地が機構から担い手へと貸借された。

引き続き、農業者等に対して制度の周知徹底を図るとともに、基金管理を適正に行いつつ基金をより有効に活用

	<p>地を借り受け、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、受け手（担い手）に貸付を行う事業である。</p> <p>監査を実施した平成26年10月上旬現在、受け手となる借受希望者の公募には1,870名が応募している一方で、農繁忙期とも重なり出し手として協力の申出があった面積は約1,000ha（栃木県の全農地面積に対する割合の約1%）となっている。</p> <p>現状（平成24年度）で、栃木県の全農地面積に対する担い手への農地利用面積割合は約40%である。10年後には、この割合を80%とすることを目標に掲げており、単純平均で毎年約4%の集積を行わなければ、目標達成することができない。</p> <p>基金事業は開始されたばかりである。今後、進捗度管理を適正に行い、農地利用集積率を上昇させ目標達成することを望む。</p>	<p>して、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化を加速していく。（経営技術課）</p>
<p>34 栃木県日光杉並木街道保護基金</p> <p>(1) 基金の意義と杉並木オーナー数の拡大について</p>	<p>杉並木オーナー制度と基金は、栃木県が世界に誇る日光杉並木街道を、行政と保護に賛同する人々の手で守り、後世に継承していく大変有意義な制度である。杉並木のオーナー制度に参加することにより、郷土への誇りと愛着を高め、社会貢献とイメージアップにつながる。今後は、事業の知名度を上げ、より杉並木オーナー数の拡大が望まれる。</p>	<p>杉並木オーナー制度及び基金については、県民の日等のイベントにおけるPR活動や広報用パンフレットの配布により、平成27年10月末時点で、杉並木契約本数は554本、杉並木オーナー数は415名となり、平成26年度末と比較し、契約本数は12本増、オーナー数は8名増といずれも増加している。今後も引き続き、杉並木オーナー制度及び基金について普及・拡大を進めていく。（文化財課）</p>